

経営形態別可処分所得算定シミュレーションの開発

—法人化の損益分岐—

鶴 田 正 明

(二戸地域農業改良普及センター)

Simulations of Disposable Income by Managing Organization

—Break-even of agricultural corporation—

Masaaki TSURUTA

(Ninohe Regional Agricultural Extension Service Center)

1 はじめに

1992年6月に公表された新政策では、「経営感覚に優れた経営体育成」及び「経営形態の選択肢の拡大」のために法人化を推進するとしている。このためには、法人化のメリットを生かせる経営体の条件を具体的に検討する必要がある。

そこで、経営形態別、事業所得規模別に諸税、社会保険などの負担経費、可処分所得額をパソコンでシミュレートできるシステムを開発したので報告する。

2 シミュレーションの概要

(1) システムの内容

本システムにより農家の経営形態別（個人：白色申告・青色申告，法人）に，税引き前事業所得（以後所得という）と家族構成等を入力するだけで，所得税・地方税（県民税，市町村民税）・法人税等を算定できる。また，所得を連続的に変化させ，税等負担経費をシミュレートすることにより，所得の規模に応じた可処分所得額の算定ができる。さらに，専従者給与と納税額のシミュレーションも可能である。

(2) 使用方法と計算内容

1) 税額の計算

このシステムでは，個人に係わる税として所得税，住民税を，法人に係わる税として法人税，法人特別税，県民税，市町村民税を対象としてシミュレートしている。

税額は，課税所得（＝所得－所得控除額）×税率の式で計算される。

ここで，所得控除額を出すためには，前提として家族・親族の専従者及び扶養家族の氏名，年齢，障害の有無（障害者あるいは特別障害者），同居の有無を入力する必要がある。これに基づいて基礎控除，扶養控除，配偶者控除，配偶者特別控除，障害者控除，寡婦（夫）控除，勤労学生控除，老年者控除，など人的控除の計算が行われる。

寄付金や医療費等の制度的控除も該当する部分を入力することによって控除額を算出する。

その後メニューに従って事業所得及び年金・その他の所得を入力すると，年金の場合雑所得としての控除を自動計算し，また専従者の場合は給与所得控除が自動的に計算され，控除額を差し引いて課税所得が計算される。

2) 社会保険料の計算

医療保険は，個人の場合国民健康保険，法人の場合健康

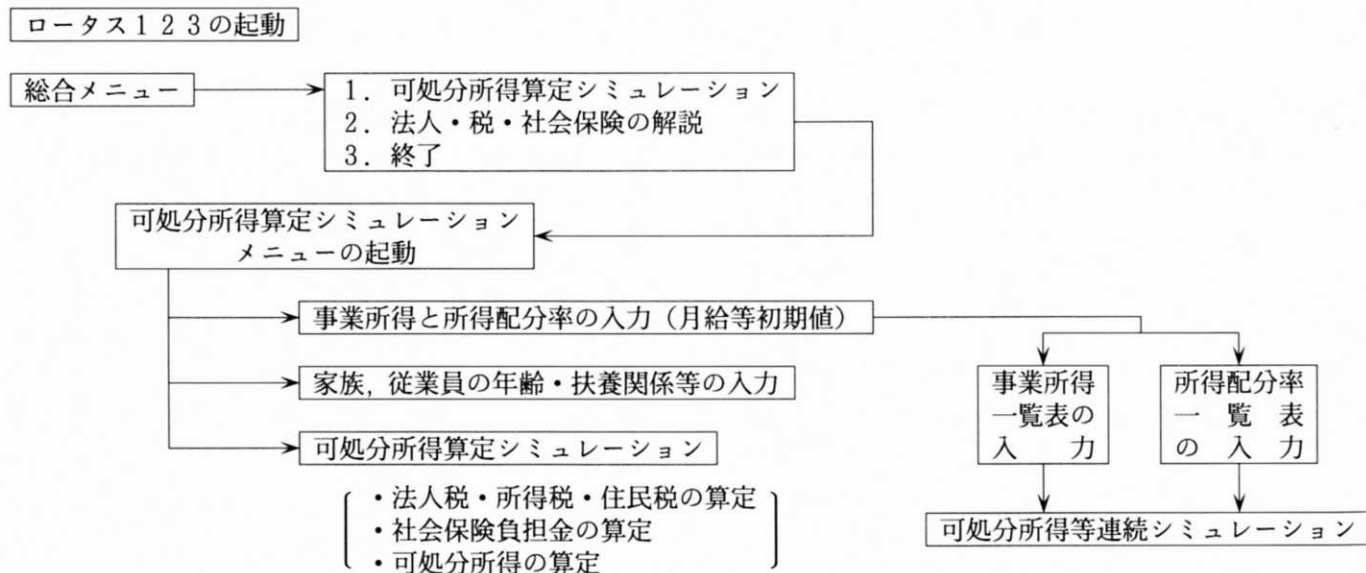


図1 システムのフロー

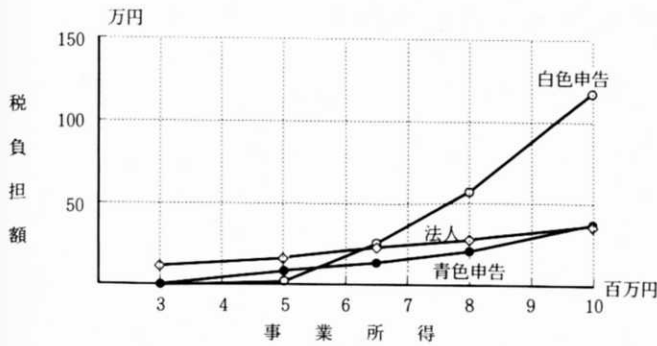


図2-1 税負担額の推移(その1)

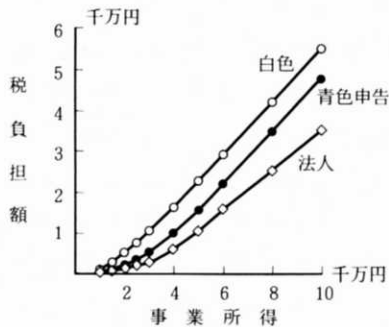


図2-2 税負担額の推移(その2)

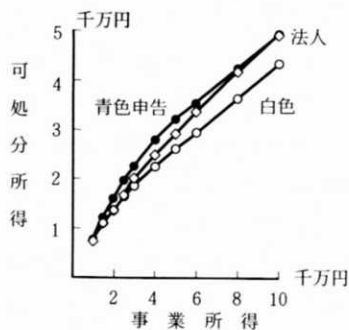


図2-3 可処分所得額の推移

保険が適用となる。国民健康保険の負担金は国民健康保険税として①所得割、②資産割、③均等割、④平均割によって計算され最高限度額52万円(1995年)となっている。各市町村によって税率等が異なるので、該当地の値を入力しなければならない。健康保険の場合は事業主と被保険者が折半(月額標準報酬の4.1%)負担である。

年金保険は有限会社などの法人が厚生年金、一般農業者は国民年金が対応となる。国民年金は定額で11,100円/月('94.4~'95.3)、厚生年金は事業主と被保険者が折半で月額標準報酬の8.25%である。

労災保険及び雇用保険は、このシミュレーションでは法人のみでの適応とした。労災保険の保険料は全額雇用主負

担で、賃金の1.1%である。また、雇用保険は、給与総額の、事業主0.85%、被保険者0.50%である。

これらの社会保険料は、所得が増えて雇用が多くなればそれに伴って増えていく。社会保険料は全額所得控除の対象となる。

3) シミュレーションの方法

上記の方法で各専従者別に計算した税金や社会保険料の値を経営形態別に集計して事業税と負担額の一覧表を作成した。所得が変わるとそれに連動して税や社会保険も変わるので、所得をあらかじめ示しておくことにより、自動的に所得をとりこんで一連の計算をし、経営形態別の税等負担額を一覧表にするようにした。これにより所得が連続して増加する場合の税負担額などがどのように変化するか分かる。また、所得の配分率の与え方によって税等の値が違ってくことから、事前に数組の配分率を与えておいて、税負担額や可処分所得が集計できるシステムも作成した。これにより、可処分所得が最大になる配分率を探し出すことができる。

3 システムの利用例

経営主(35歳)とその妻(32歳)及び父(58歳)による経営で税や社会保険をシミュレーションしてみる。なお、扶養家族は、長男(10歳)、長女(8歳)、祖父(83歳、障害あり)、祖母(75歳)の4人である。前提条件として、所得1500万円までは、家族労働とし所得が500万円増加するごとに雇用を一人増やすものとした。雇用の賃金は経費とするが法人経営の場合のみ社会保険料をみた。また、所得が1000万円以上で青申及び法人で税理士報酬を支払う。税額等は1995年税制に基づいて計算した。

シミュレート結果を示したのが図2-1~3である。税負担は、所得が多くなるにつれて白色>青色>法人となり、550万円以上の所得があれば青色申告による節税効果が期待できる。1000万円以上になると法人化による節税も可能となる。しかし所得から負担合計額を引いた可処分所得の推移をみると、個人の場合は給料が高くなると社会保険料は定額となるが、法人では所得と比例して増加していくので、可処分所得が得にくい経営形態である。節税+α分の金額が社会保険のコストであり、雇用の安定化と後継者確保の容易さを比較しながら法人成りを検討すべきものと思われる。なお、ここでは短期的な損得を検討しているが社会保険の充実による医療・年金等の恩恵分は考慮に入っていない。